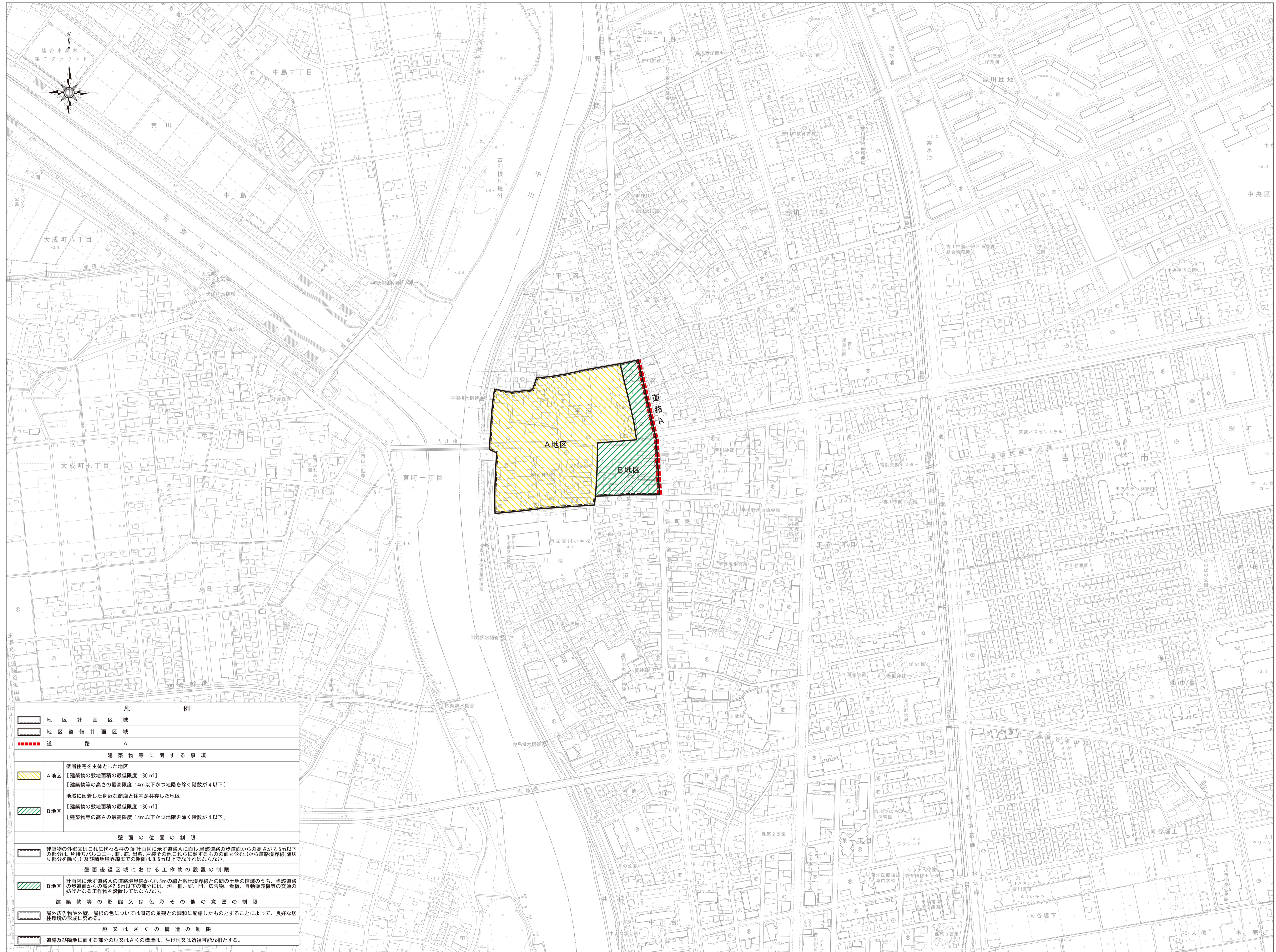


# 地区整備計画図



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	道路 A
建築物等に関する事項	
	A地区 低層住宅を主体とした地区 【建築物の敷地面積の最低限度 130㎡】 【建築物等の高さの最高限度 14m以下かつ地階を除く階数が4以下】
	B地区 地域に密着した身近な商店と住宅が共存した地区 【建築物の敷地面積の最低限度 130㎡】 【建築物等の高さの最高限度 14m以下かつ地階を除く階数が4以下】
壁面の位置の制限	
	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面計画図に示す道路Aに面し、当該道路の歩道面からの高さが2.5m以下の部分は、片持ちのコンクリート製、出窓、庇等の他にこれに類するもの置も含む。から道路境界線（隅切り部分を除く）及び用地境界線までの距離は0.5m以上でなければならない。
壁面後退区域における工作物の設置の制限	
	B地区 計画図に示す道路Aの道路境界線から0.5mの線と敷地境界線との間の土地の区域のうち、当該道路の歩道面からの高さ2.5m以下の部分には、壁、柱、門、広告物、看板、自動販売機等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	
	屋外広告物や外壁、屋根の色については周辺の景観との調和に配慮したものとすることによって、良好な居住環境の形成に努める。
垣又はさくの構造の制限	
	道路及び隣地に面する部分の垣又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な構とする。

